

宿泊税に関する考え方について

宿泊施設向け説明会におけるご意見と金沢市の考え方（回答）

1. 開催日 平成30年1月17日（水）～平成30年1月19日（金）
2. 意見数 事前にファクシミリ、メールまたは電話でいただいたご意見のうち
宿泊税の検討に関するもの 36件

No.	ご意見・ご質問の概要	市の考え
(1) 目的について		
1	なぜ今宿泊税を導入するのか。	本市では、北陸新幹線の開業に伴い、観光客が急激に増加し、一部の地域では、市民生活にさざ波が立つなどの影響も生じていることから、金沢経済同友会や市議会からの提案も踏まえ、文化振興や、市民生活と調和した持続可能な観光振興を図ることを目的として、宿泊税の導入を検討してきました。
2	宿泊者から税金をいただく以上、旅行者・市民・観光業者に対し、何のために使うのかはつきりわかる目的が必要だと思う。	
3	宿泊税の導入で観光行政のレベルが高くなったとしても、末端の零細ホテルには影響は及ばない。	
4	宿泊税の導入に反対。市の観光政策の印象を下げるよりも、今よりさらに大きな消費を促す仕組みを官民で模索する方が、観光に携わる民間業者も潤い、観光客も積極的な消費をすることによって金沢観光の満足度、金沢の好印象度が上がっていくのではないかと。	先行自治体からは、海外も含め、既に宿泊税を導入している地域では、宿泊客の減少や印象が悪化したなどの影響はないと聞いております。
5	京都と比較して観光資源に乏しい金沢で、なぜ京都並みの課税が必要か。来沢する全体のパイが減っていく。	文化施設等の使用料は、施設の運営費に充てており、引き続き、必要に応じて見直してまいります。
6	宿泊客の減少が考えられる。市外に客が流れる。導入するにしても1人200円は高い。	
7	文化施設や美術館等の使用料を100円程度引き上げて収入を増やすのはいかがか。	
8	21世紀美術館などの利用者に課税した方が公平ではないか。市外の人には多く、市内の人には少々との差をつければいい。	
9	近年の市内の宿泊業の動向を踏まえ、営業状況がどう推移すると考えるか。先行きについて不安はないか。	北陸新幹線開業による影響検証会議からは、市内の宿泊施設の整備に合わせ、まちの受入れ力を高めていくことが必要であると指摘されております。こうしたことを実現するためにも、宿泊税を導入したいと考えております。
10	観光か、仕事か、親族や友人訪問か、わからないのに宿泊料金で区別するのもおかしいし、日帰りや市外で宿泊する観光客との公平感がないので反対。	宿泊客の方は日帰り客の方より滞在期間が長く、行政サービスの受益の度合いが大きいこと、市外の方が中心であること、課税対象を正しく把握できること等から、すべての宿泊客の方に広く負担をお願いするものです。

No.	ご意見・ご質問の概要	市の考え
(2) 使途について		
11	無許可営業への取締りの強化は嬉しく思います。	改正旅館業法や住宅宿泊事業法が6月15日から施行され、無許可営業者等に対する規制が強化されますので、これまで以上に監視・指導を強化してまいります。
12	文化財保存・町並保存・文化振興など、金沢の個性を磨き、魅力が増すことに使われれば、三者にとって意義もあり、金沢は生き残れると思う。	宿泊税を導入することにより、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活への影響を緩和し、観光に対する市民の理解を深め、持続可能な観光の振興を図ってまいります。
13	新たな観光エリアの開発を図ってほしい。市民生活第一を基本にしつつ、利便性を図るのもよい。	使途については、導入決定後の予算編成において具体的な施策を検討することになりますが、想定される使途として、歴史的なまちなみや景観の保全、伝統文化・伝統芸能の支援、建築文化など新たな魅力の発信、宿泊施設のおもてなし力を高める改修などへの支援を考えております。
14	新しい観光スポットを開拓・拡充するとともに、現在の定番スポットをもっと魅力のある内容に充実させてほしい。	
15	宿泊税は宿泊施設にすべて還元してほしい。	
16	訪日外国人観光客は増加しているが、日本に来る客数と比較して金沢への客数増加は同等、それ以上か。全体数と国別の数を分析し、増加数の少ない国に個別の対策をすべき。韓国からの客数が国の増加率に比較して金沢への増加率は少ないのではないか。	平成24年から平成28年にかけて、訪日外国人旅行者数は約2.9倍、兼六園の外国人来園者数は約3.1倍、このうち韓国からの旅行者は、全国で2.5倍、兼六園は1.8倍となっております。本市では、金沢の文化体験を嗜好し、中長期の滞在型観光を楽しむ方が多く、1人あたりの旅行支出額も大きく、今後も大幅な増加が見込まれる欧米豪地域に対し、重点的にプロモーションを展開することとしております。また、宿泊税を導入した場合に想定される使途においても、インバウンド対策を掲げております。

No.	ご意見・ご質問の概要	市の考え
(3) 制度について		
17	金沢に宿泊する際は宿泊税がかかることを周知してほしい。	導入が決定した段階で、制度の周知に努めてまいります。
18	宿泊事業者のみが徴収事務を担うことについて、どう考えるか。	宿泊に対して課税するため、宿泊事業者の皆様に、特別徴収義務者として徴収をお願いするものです。既に導入している自治体では、こうした負担を考慮して、納入金額の一定割合を交付しており、本市においても、導入を検討してまいります。
19	宿泊事業者のみに負担をかける徴収方法はやめてほしい。	
20	零細ホテルで人員が限られており、これ以上負担が増えると対応が難しい。	
21	京都市の宿泊税は参考にならない。都市の規模が違い過ぎるし、零細な事業者は税込の宿泊料金の中に組み込まれる場合が多々出てくると思う。	京都市は、東京都や大阪府と違い、市レベルでの導入であることや、市民生活への影響にかかる対応のため制度を導入するなど、本市の状況と類似している点が多いことから、これを参考に検討してきたところです。
22	京都市と金沢市では状況が異なり、参考にすべきは東京、大阪と考える。	税と料金は別のものでありますので、その点についても周知に努めてまいります。
23	観光目的でない出張客にも課税するのはおかしい。長期になる場合、1泊ごとに課税するのもかなりの負担である。	観光を目的とされない方であっても、行政サービスを受けていることに変わりはないとの考えから、一定の負担をお願いするものです。
24	低価格の宿泊施設利用者は、宿泊料金に対する税の割合が高くなるため、大きな不満が出る可能性がある。公平な税率を検討してほしい。	宿泊料金に関わらず観光客の方が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、すべての宿泊客の方に広く負担をお願いするものです。
25	システムと帳票の改修費用や、毎月の特別徴収額算出の事務費用を低減するため、一律200円で導入してほしい。	税率については、納税や徴収にかかる負担にも十分配慮した簡素でわかりやすい制度が望ましいと考えております。
26	1万円未満の区分をつくってほしい。	
27	1万円未満100円、5千円未満非課税としてほしい。	
28	5千円未満は非課税としてほしい。(2件)	
29	ラブホテルや町家の宿泊利用者も対象とすること。	旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設における宿泊を対象としております。
30	ラブホテルも対象となるのか。	
31	1～2時間のような短時間利用も対象となるのか。	
32	県内や市内在住者が宿泊する場合も対象となるのか。	
33	金沢港で停泊中のクルーズ船内での宿泊も対象となるのか。	
34	漫画喫茶やスーパー銭湯などでの仮眠は、対象となるのか。	
35	宿泊税を導入する前に、観光パンフレットなど無駄な印刷物の見直しが必要である。	観光パンフレットについては、絶えず必要性を検証するとともに、内容についても見直しを行っております。